

業務管理調査に関する達（昭和41年陸上自衛隊達第12-2号）の全部を改正する。

昭和50年6月3日

陸上幕僚長 陸将 三好 秀男

業務管理調査に関する達

改正 昭和53年1月13日達第122-108号 昭和63年4月8日達第122-126号  
平成18年7月26日達第122-211号 平成19年1月9日達第122-215号  
平成19年3月27日達第122-217号 平成21年2月3日達第122-230号  
平成30年3月26日達第122-289号

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）における業務管理調査（以下「管理調査」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(管理調査の目的)

第2条 管理調査は、部隊等の長が当該部隊等の業務の実態を科学的に調査し、その結果に基づいて業務を改善し、もって隊務運営の合理化・能率化を図ることを目的とする。

(管理調査を実施する場合)

第3条 管理調査は、次の各号に掲げる場合に実施する。

- (1) 陸上幕僚長又は上級部隊等の長から、その実施を命ぜられた場合
- (2) 監察、検査、会計監査又は検閲等の結果、隊務運営上の欠陥があり、その必要があると指摘された場合
- (3) 次の場合に該当し、部隊等の長が管理調査を必要と認めたとき
  - ア 内部組織間における業務の分掌が不明確な場合
  - イ 内部組織間における業務量が不均衡となり、又はそのおそれがある場合
  - ウ 業務の停滞又は目標の達成が困難等の傾向がある場合
  - エ 情報の入手又は意思の疎通が不十分な場合
  - オ 前アからエまでに定めるもののほか、隊務運営の合理化、能率化を図るため、内部組織又は業務実施の方式若しくは手続等を変更しようとする場合

(管理調査の実施責任)

第4条 陸上幕僚長は、必要と認める場合は、年度の業務計画において陸上総隊司令官、方面総監又は防衛大臣直轄部隊等の長に対し管理調査の実施を指示するほか、必要に応じ自ら管理調査を実施する。

2 部隊等の長は、前条に該当する場合は積極的に管理調査を実施するものとする。

(管理調査実施の一般的な手順)

第5条 管理調査は、通常次の各号に定める手順により実施する。

- (1) 調査前の準備 調査の目的及び対象の決定並びに調査前の事実の収集
- (2) 事前の調査 本調査の計画作成のための事実の収集及び調査対象部隊等との連絡
- (3) 調査計画の作成 調査範囲の決定及び調査員の任命並びに調査予定表の作成
- (4) 調査の実施 事実の収集及び分析検討並びに改善案の作成
- (5) 調査後の処置 改善措置及び上級部隊等の長に対する報告又は上申並びに実施効

## 果の評価

### (管理調査員の任命)

第6条 部隊等の長は、前条第4号に定める調査の実施に当たり、当該部隊等に所属する隊員の中から職種、特技、職務等を考慮して、あらかじめ適任の管理調査員（以下「調査員」という。）を任命するものとする。この場合、必要に応じ当該調査員をもって管理調査班を編成する。

2 管理調査を実施する部隊等の長は、適任の調査員が得られない場合、上級部隊等の長（陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長にあつては、陸上幕僚長）に調査員の支援を上申するものとする。

### (事前の調査)

第7条 事前の調査は、通常次の各号に掲げる事項についてあらかじめ事前に調査する必要がある場合、又は管理調査対象部隊等との意思の疎通を図る必要がある場合に実施する。

- (1) 管理調査の範囲と重点
- (2) 管理調査の実施の方法、時期及び時間の決定並びに調査に必要な人員、資材及び経費の見積
- (3) 管理調査に必要な資料の収集

2 前項の場合、部隊等の長は、調査員となる予定者の中から適任者を選び実施させるものとする。

### (調査の実施要領)

第8条 第5条第4号に定める調査の実施は、通常次の各号に定める要領により行う。

- (1) 諸記録及びアンケートによる質問、面接及び作業現場の観察等による業務の実態の把握
- (2) 収集資料に基づく科学的な分析検討
- (3) 分析検討結果に基づく合理的な改善案の作成
- (4) 管理調査を命じた部隊等の長に対する調査結果の報告

### (調査員の遵守すべき事項)

第9条 調査員は、管理調査の実施に当たり次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 公正かつ謙虚な態度で臨むこと。
- (2) 正確な資料又は事実に基づき科学的及び合理的に判断すること。
- (3) 管理調査対象部隊等の隊務運営に著しい支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 管理調査の結果知り得た事項の取扱いは慎重にし、発表を必要とする場合は管理調査を命じた者の許可を受けること。

### (管理調査後の処置)

第10条 上級部隊等の長の指示に基づき管理調査を実施した部隊等の長は、その結果当該上級部隊等の長に対し報告するとともに、自ら改善すべき点は速やかに改善措置を講ずるものとする。

2 管理調査を命じた部隊等の長は、管理調査の結果に基づき改善すべき点が明らかになった場合は、速やかに自らの隊務運営に反映させるとともに、必要に応じて関係の下級部隊等の長に対し改善の検討を命ずるものとする。

3 前項により改善の検討を命じた部隊等の長及び改善案を採用した部隊等の長は、実施

効果の評価を実施するものとする。

- 4 管理調査を実施した部隊等の長は、自ら処置し得ない問題があった場合及び業務の改善成果が陸上自衛隊の全部又は一部にかかわる事項であると判断した場合は、その問題点及び期待成果等について、その都度順序を経て陸上幕僚長に上申、その他必要な処置を講ずるものとする。

附 則

この達は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122-108 号)

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122-126 号)

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122-211 号)

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122-215 号)

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-217 号)

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号)

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 122-289 号)

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。